

飯塚片島まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、飯塚片島まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住民自らが考え責任をもって魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市及び警察署等との連携のもとに行動することにより、地域が抱える課題を解決に向けて協議し、安心して暮らせる地域社会を形成するとともに、住民相互の活動により飯塚片島地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 人権啓発の推進に関すること。
- (2) 健康・福祉の増進に関すること。
- (3) 情報交換及び交流・親睦に関すること。
- (4) 地域環境の保全と整備に関すること。
- (5) 防災、防犯及び交通安全に関すること。
- (6) 歴史、文化、生涯学習の振興及び青少年育成に関すること。
- (7) 地域産業の振興に関すること。
- (8) 広報・啓発に関すること。
- (9) その他、前条の目的達成のため必要な活動に関すること。

(区域)

第4条 協議会を構成する自治会の区域は、別表1に掲げるとおりとする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、飯塚市飯塚片島交流センター（飯塚市本町20番17号）内に置く。

(構成)

第6条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 飯塚片島に存する自治会等各種団体及び小学校・中学校（以下「各種団体」という。）のうち、別表2に掲げる団体の長又は代表者（以下「各種団体代表者等」という。）

(2) 飯塚片島地区において、別表3に掲げる者

(3) 協議会が支援する別表4に掲げる団体の役員 若干名

2 協議会は、次に掲げる委員を選任することができる。

(1) 飯塚・片島地区のいずれかの自治会長の推薦を受ける者（以下「まちづくり推進員」という。）

(2) 協議会長（以下「会長」という。）の推薦を受ける者（以下「公募のまちづくり推進員」という。）

3 協議会に、飯塚片島まちづくり協議会人権・同和推進委員1名を置く。

(会議)

第7条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門部会

(総会)

第8条 総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長が必要と認めた場合、又は委員の総数3分の1以上から請求があった場合、臨時総会を開催することができる。
- 5 総会の招集の範囲は、各種団体等代表者等及び飯塚・片島地区の各自治会長とする。ただし、各種団体代表者等のうち、PTAにおいては、教頭も招集するものとする。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、所属する各種団体の副会長等を代理人として、出席させなければならない。
- 7 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約等の制定、改正及び廃止に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (4) 協議会役員承認に関すること。
 - (5) 「まちづくり計画」の策定に関すること。
 - (6) その他、協議会が第2条の目的を達成するための基本事項に関すること。
- 8 総会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 書記 2名
- (6) 会計 1名
- (7) 会計監査 2名

(役員会)

第10条 役員会は、第9条第1号から第6号までの役員をもって構成する。

- 2 役員会は、協議会の運営について協議する。
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

5 会長は、必要を認めるときは、役員会に協議会構成者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 事務局長は、協議会の事務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。

5 書記は、協議会の会議録等を作成する。

6 会計は、協議会の予算に基づき会計事務を行う。

7 会計監査は、協議会の経理を監査する。

(役員選出)

第12条 役員選出は、第16条第1項に掲げる5専門部会の各種団体代表者等のうち、別表5で指定する構成団体から選出した16名によって互選により、これらを定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、第16条第1項に掲げる5専門部会の各種団体代表者等のうち、別表5で指定する構成団体から選出した16名によって構成し、協議会の事業について協議する。

2 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 協議会全体に関わる事業の企画立案に関する事項

(2) 各専門部会への必要な助言に関する事項

(3) 各専門部会の報告に関する事項

(4) 規約等の制定、改正及び廃止に関する事項

(5) 事業計画及び収支予算に関する事項

(6) 事業報告及び収支決算に関する事項

(7) 役員選出に関する事項

(8) その他、役員会及び運営委員会において必要と認めた総会に付議すべき事項

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 運営委員会の議長は、会長が当たる。

5 会長は、必要を認めるときは、運営委員会に協議会構成者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員任期)

第15条 運営委員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第16条 各所管に関わる専門的事項を協議及び実践するため、次の専門部会を置くものとする。

- (1) 文化・体育部会
- (2) 青少年育成部会
- (3) 保健福祉部会
- (4) 防犯・防災・交通安全部会
- (5) 環境整備部会

- 2 専門部会における各種団体の構成は、別表5のとおりとする。
- 3 専門部会は、各種団体の構成員をもって構成する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置くものとする。
- 5 専門部会に属する各種団体代表者の互選によりこれを選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を統括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 部会長及び副部会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 9 部会長は、専門部会での検討経過及び結果を運営委員会において報告するものとする。
- 10 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会構成者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議の運営)

第17条 総会、運営委員会及び役員会（以下「会議」という。）は、それぞれ会議の構成者の2分の1以上の出席により成立する。ただし、専門部会にあっては、これによらず部会長に委任する。

- 2 議事は、議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会議は、原則として公開とする。
- 4 会議の開催及び付議事項については、事前に周知するように努めるものとする。

(会計)

第18条 協議会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会に諮って会長が定める。

付 則

- 1 この規約は、平成23年9月7日から施行する。
- 2 設立当初の会計年度は、設立の日から翌年の3月31日までとする。

付 則

この規約は、平成27年5月21日に一部改正し、同日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

吉原町、稲荷町、宮の下、下本町、中本町、上本町、西町東、西町西、徳前第一、徳前第 2、徳前第 3、徳前第 4、向町、御幸町、東町東、東町西、リバーサイド、片島栄町、片島本町、片島若宮、片島勝守
--

別表 2 (第 6 条関係)

飯 塚 片 島 地 区	
飯塚地区公民館連絡協議会 飯塚地区社会体育振興会 飯塚・片島地区青少年健全育成会 警察補導員連絡協議会西部支部 飯塚第一中学校 飯塚第一中学校 P T A 飯塚片島交流センターサークル会	
飯 塚 地 区	片 島 地 区
飯塚地区自治会長会 衛生自治連合会飯塚支部 飯塚地区社会福祉協議会 飯塚地区福祉ネットワーク委員会 飯塚地区民生・児童委員連絡協議会 老人クラブ連合会飯塚支部飯塚校区 飯塚地区子ども会指導者連絡協議会 飯塚地区交通安全協会飯塚校区支部 食生活改善推進会飯塚校区 飯塚小学校 飯塚小学校 P T A 消防団飯塚方面隊第 1 分団 地域安全推進隊飯塚班 子どもを守る会 飯塚小児童クラブサポート委員会 飯塚地区放課後子ども教室推進事業運 営委員会	片島地区自治会長会 衛生自治連合会片島支部 片島地区社会福祉協議会 片島地区福祉ネットワーク委員会 片島地区民生・児童委員連絡協議会 片島地区福祉委員会 飯塚地区交通安全協会片島支部 片島小学校 片島小学校 P T A 消防団飯塚方面隊第 5 分団 (片島分隊) 地域安全推進隊片島班 片島小児童クラブサポート委員会 片島地区放課後子ども教室推進事業運 営委員会

※ 枠内の構成団体は、会長の必要に応じて会議に招集するものとする。

別表 3 (第 6 条関係)

飯塚地区福祉委員	17名
人権同和推進員	21名
市少年相談センター少年補導委員	8名

別表 4 (第 6 条関係)

(略)

別表 5 (第 1 2 条・第 1 6 条関係)

専門部会名	運営委員 定数	構成団体及び個人
文化・体育部会	2 名	<p>飯塚地区公民館連絡協議会館長主事会</p> <p>飯塚地区社会体育振興会</p> <p>老人クラブ連合会飯塚支部飯塚校区</p> <p>飯塚小学校 P T A</p> <p>片島小学校 P T A</p> <p>飯塚第一中学校 P T A</p> <p>飯塚地区自治会長会</p> <p>片島地区自治会長会</p> <p>飯塚片島交流センターサークル会</p> <p>人権同和推進員</p> <p>まちづくり推進員</p>
青少年育成部会	4 名	<p>飯塚地区公民館連絡協議会館長主事会</p> <p>飯塚地区自治会長会</p> <p>片島地区自治会長会</p> <p>飯塚地区社会福祉協議会</p> <p>飯塚・片島地区青少年健全育成会</p> <p>警察補導員連絡協議会西部支部</p> <p>飯塚地区子ども会指導者連絡協議会</p> <p>飯塚小学校</p> <p>片島小学校</p> <p>飯塚小学校 P T A</p> <p>片島小学校 P T A</p> <p>(※二瀬地区 7 自治会のエリアも片島小学校区)</p> <p>飯塚第一中学校</p> <p>飯塚第一中学校 P T A</p> <p>(※校区が他の地区と広範囲のため、必要に応じて 参画する。)</p> <p>飯塚小学校児童クラブサポート委員会</p> <p>(※既存の構成団体代表者による複合組織)</p> <p>片島小学校児童クラブサポート委員会</p> <p>(※既存の構成団体代表者による複合組織)</p>

		<p>飯塚地区放課後子ども教室推進事業運営委員会 片島地区放課後子ども教室推進事業運営委員会 子どもを守る会 （※既存の構成団体による複合組織） 市地域安全推進隊飯塚班 （※既存の構成団体による複合組織） 市地域安全推進隊片島班 （※既存の構成団体による複合組織） 市少年補導センター少年補委員 片島地区福祉委員会 飯塚地区福祉委員 まちづくり推進員</p>
保健福祉部会	4名	<p>飯塚地区公民館連絡協議会館長主事会 飯塚地区社会福祉協議会 飯塚地区福祉ネットワーク委員会 （※既存の構成団体による複合組織） 片島地区社会福祉協議会 片島地区福祉ネットワーク委員会 （※既存の構成団体による複合組織） 飯塚地区民生・児童委員連絡協議会 片島地区民生・児童委員連絡協議会 食生活改善推進会飯塚校区 老人クラブ連合会飯塚支部飯塚校区 片島地区福祉委員会 飯塚地区福祉委員 まちづくり推進員</p>
防犯・防災・交通安全部会	3名	<p>飯塚地区公民館連絡協議会館長主事会 飯塚地区自治会長会 片島地区自治会長会 飯塚地区交通安全協会飯塚校区支部 飯塚地区交通安全協会片島支部 飯塚・片島地区青少年健全育成会 警察補導員連絡協議会西部支部 消防団飯塚方面隊第1分団 消防団飯塚方面隊第5分団（片島分隊） 飯塚地区民生・児童委員連絡協議会 片島地区民生・児童委員連絡協議会 飯塚小学校PTA 片島小学校PTA （※二瀬地区7自治会のエリアも片島小学校区）</p>

		<p>飯塚第一中学校 P T A (※校区が他の地区と広範囲のため、必要に応じて 参画する。)</p> <p>地域安全推進隊飯塚班 (※既存の構成団体による複合組織)</p> <p><u>地域安全推進隊片島班</u> (※既存の構成団体による複合組織)</p> <p>飯塚地区子どもを守る会 市少年相談センター少年補導委員 まちづくり推進員</p>
環境整備部会	3名	<p>飯塚地区公民館連絡協議会館長主事会</p> <p><u>飯塚地区自治会長会</u></p> <p><u>片島地区自治会長会</u></p> <p><u>老人クラブ連合会飯塚支部飯塚校区</u></p> <p>まちづくり推進員</p>

※ 枠内の構成団体は、第9条に規定する役員選出の団体に指定するとともに、第14条に規定する運営委員会の構成団体とする。